

当社の原子力発電所の状況

2018年7月
関西電力株式会社

目 次

1. 再稼動への取組み

2. トピックス

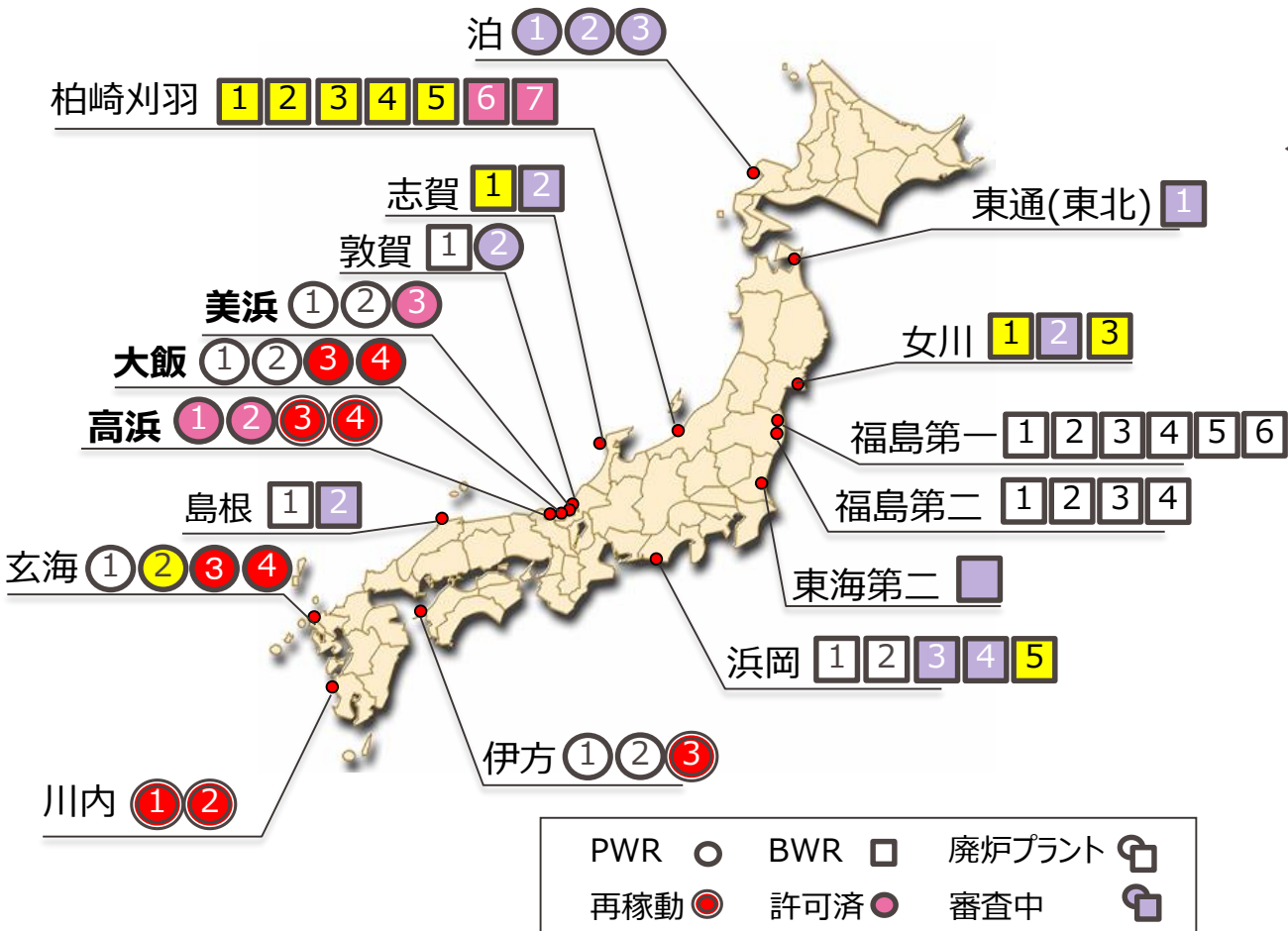
(1) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況

(2) 大飯 1, 2 号機の状況

(3) 名古屋高裁金沢支部 大飯 3, 4 号機
運転差止請求訴訟判決

3. まとめ

1. 再稼動への取組み



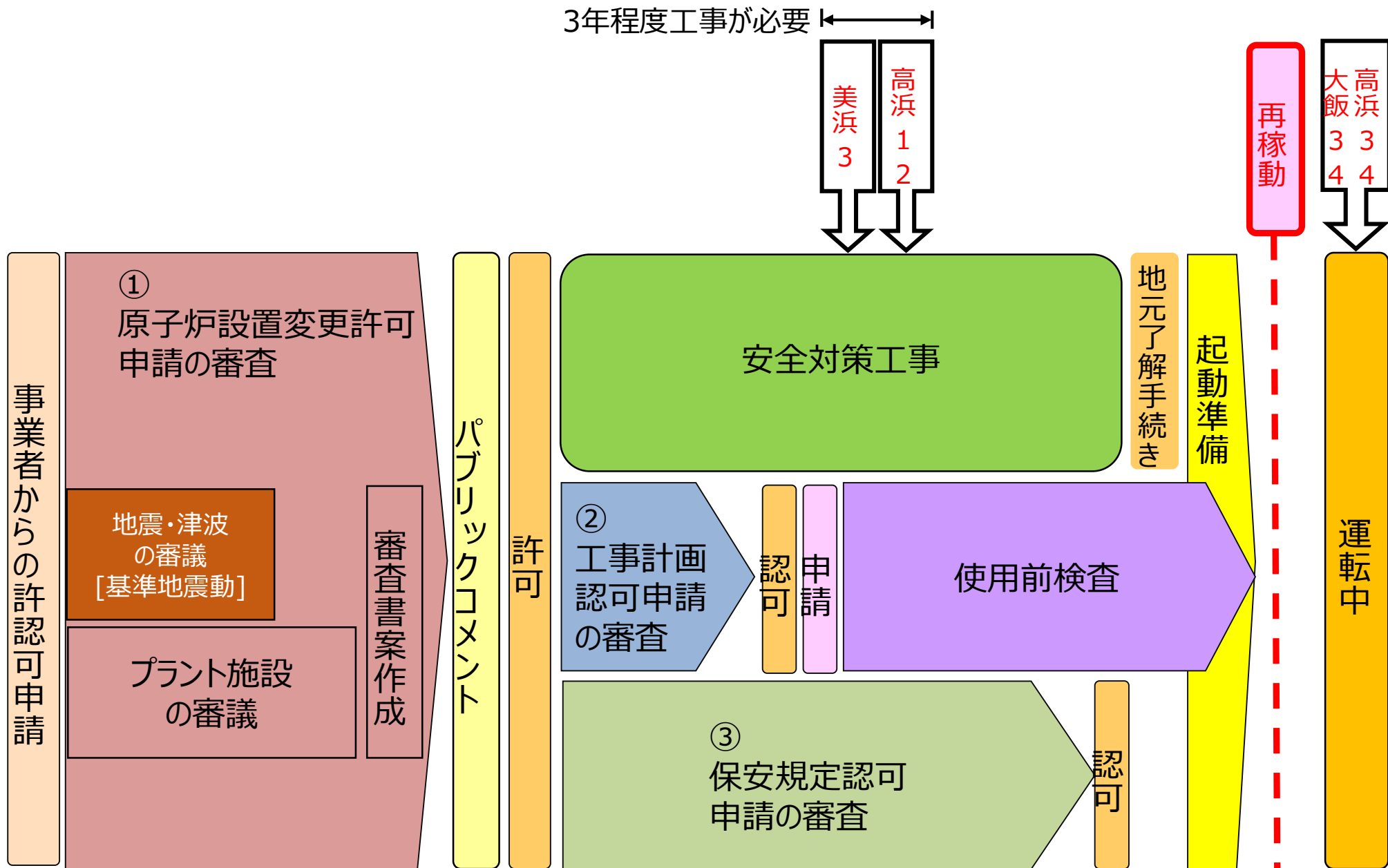
＜再稼動に向けた審査の状況＞

状況	PWR	BWR	合計
再稼動	9基	0基	9基
許可済	3基	2基	5基
審査中	4基	7基	11基
方針未定	1基	9基	10基
合計	17基	18基	35基

＜廃炉プラント数＞

	PWR	BWR	合計
廃炉	7基	14基	21基

- 再稼動、許可済のプラント14基のうち、当社のプラントはその半数の7基。
- また、このうち40年を超える期間の運転を認められているプラントは美浜3号機、高浜1,2号機の3基のみ。

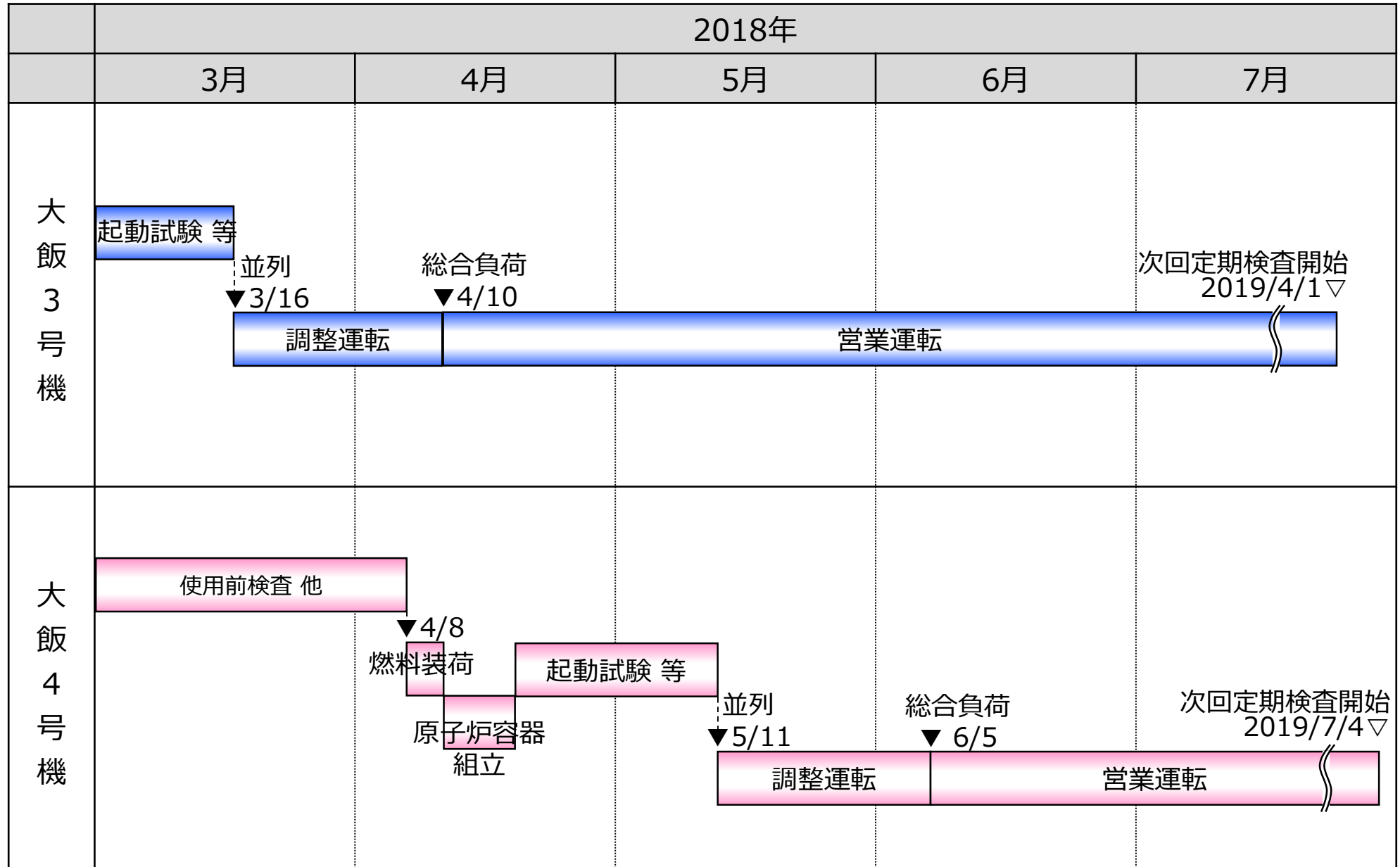


5

	2018年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
高浜 3号機					定期検査開始 ▽8/3				並列 ▽11/9	総合負荷 ▽12/7
	営業運転				定期検査			調整運転	営業運転	
高浜 4号機					定期検査開始 ▼5/18				並列 ▽8/24	総合負荷 ▽9/19
	営業運転	定期検査			調整運転		営業運転			

大飯 3, 4 号機 の 状 況

6

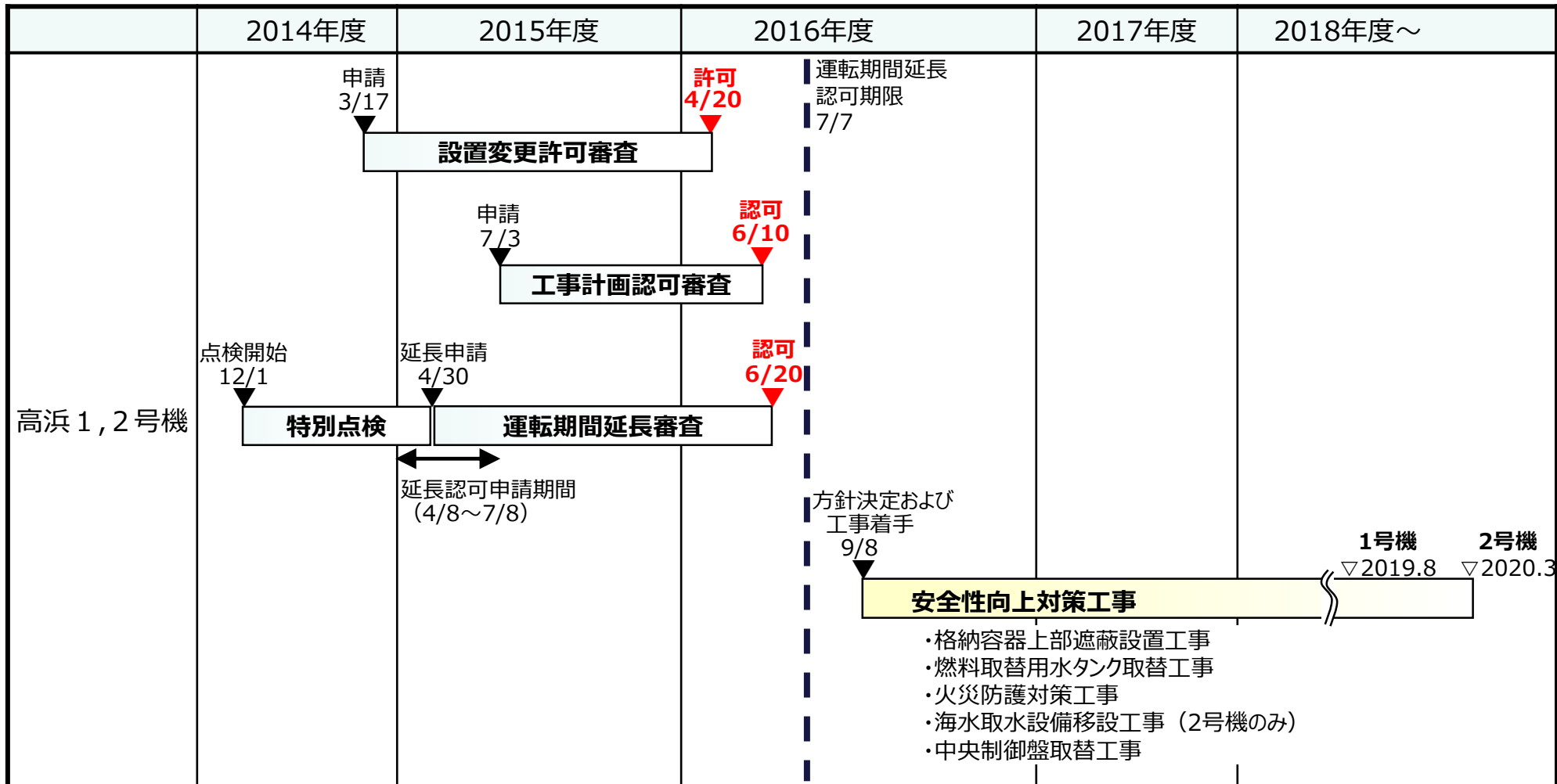


高浜 1, 2 号機の状況

7

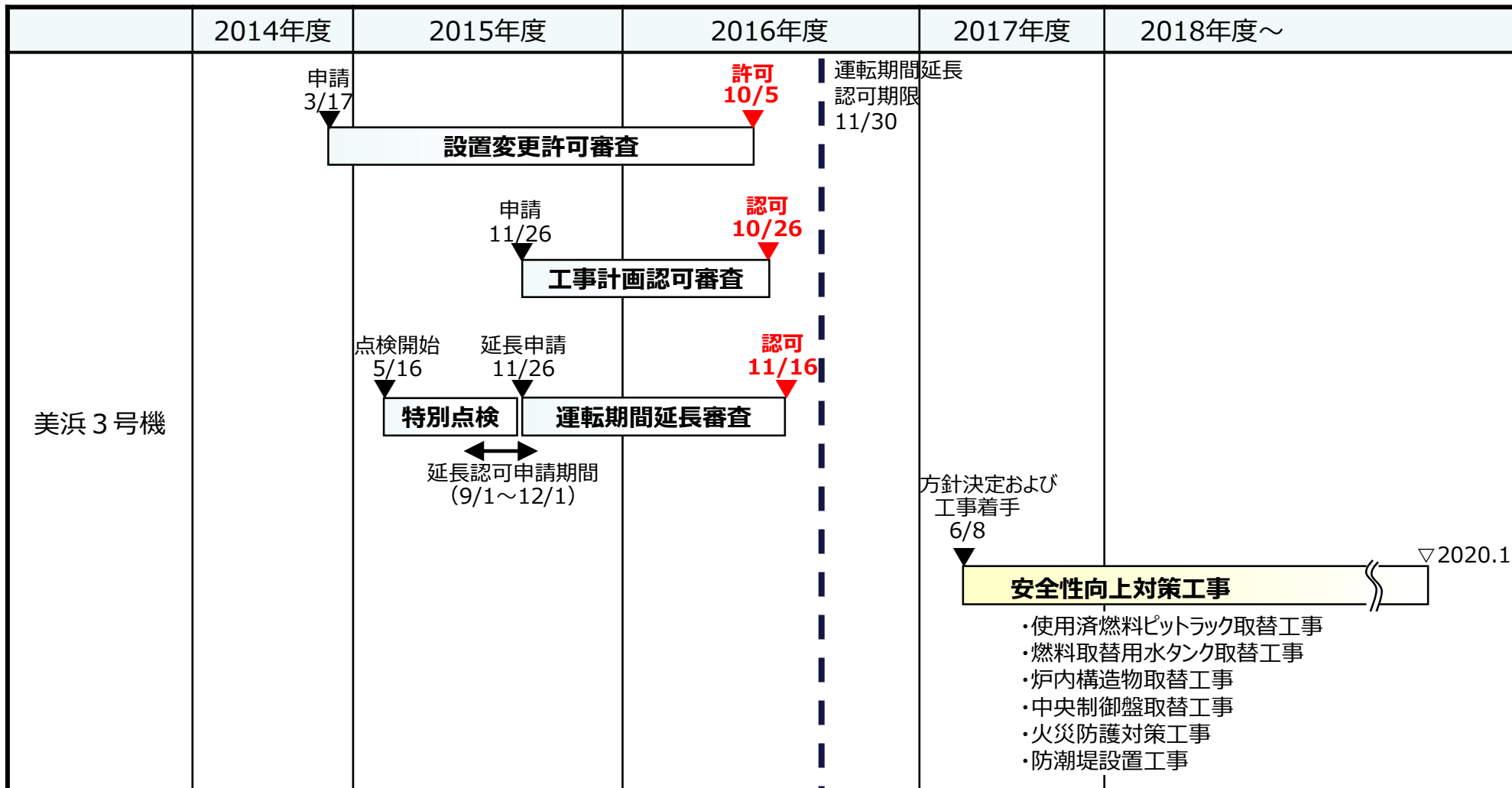
○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。



○再稼動に係る許認可審査、および運転期間延長に係る審査は完了している。

○60年までの運転に向けた安全性向上対策工事を実施中。



2. トピックス

- (1) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況
- (2) 大飯 1, 2 号機の状況
- (3) 名古屋高裁金沢支部 大飯 3, 4 号機
運転差止請求訴訟判決

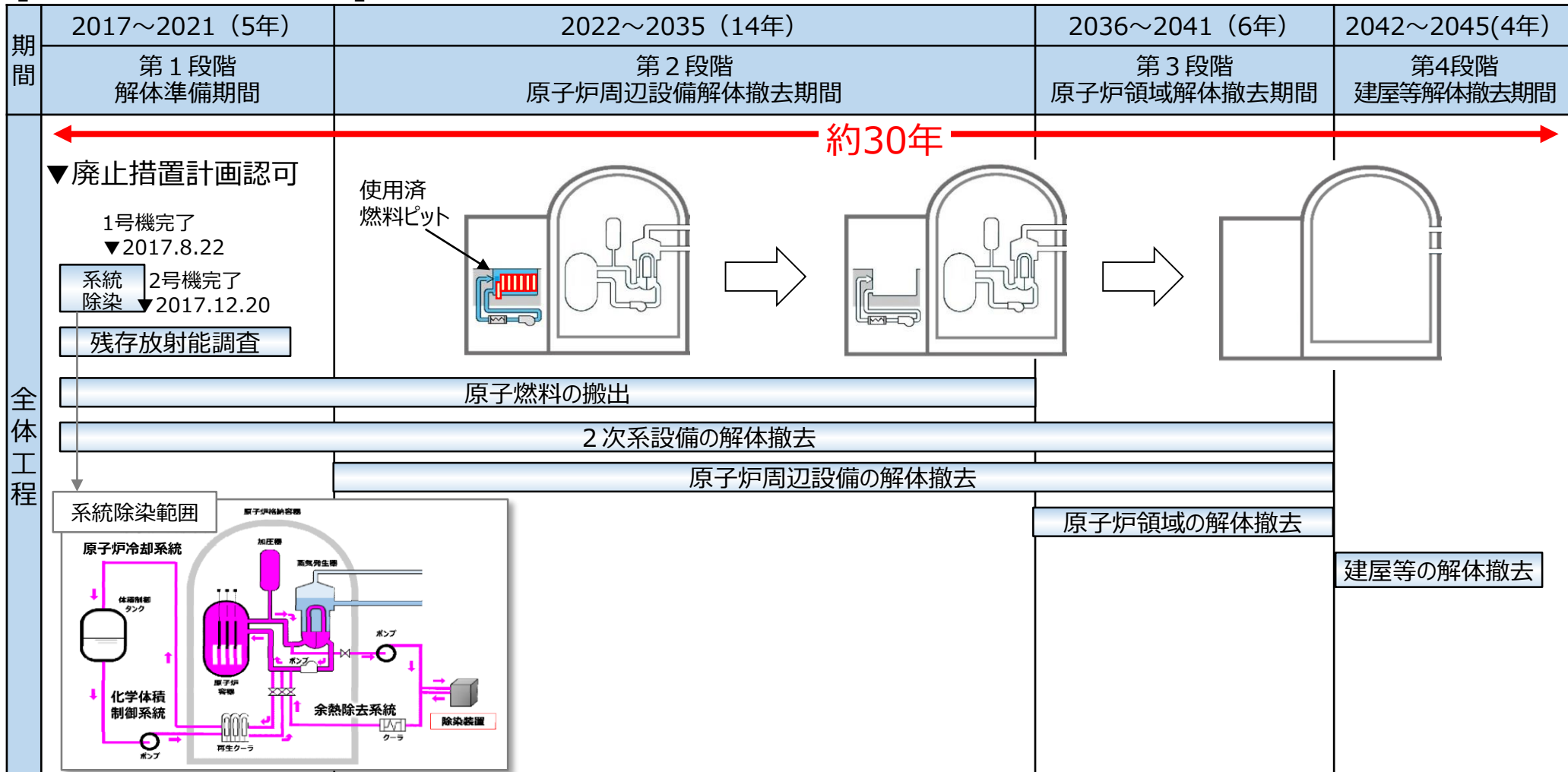
(1) 美浜 1, 2 号機の廃止措置の状況

10

○2015年3月17日 廃止を決定し、同年4月27日をもって廃止

○2017年4月19日 廃止措置計画認可

[廃止措置の全体工程]



- 2017年12月22日に廃止を決定し、2018年3月1日をもって廃止。
- 廃止措置を安全に行うために必要な設備（燃料取扱設備・使用済燃料貯蔵設備・廃棄物処理設備等）について、点検を実施中。
 - 1号機：2018年6月28日～
 - 2号機：2018年6月29日～
- 今後、廃止措置に関する具体的な検討を行い、原子力規制委員会へ廃止措置計画認可申請を実施する。

【事件の概要および審理の経過】

- 提 訴 日 : 2012年11月30日
- 裁 判 所 : <一審> 福井地方裁判所 ➡ <控訴審> 名古屋高等裁判所 金沢支部
- 原 告 : 福井県等の住民 189名
- 請求の趣旨: 大飯発電所3,4号機の運転差止め
- 審理の経過:

一 審	福 井 地 裁	2012年11月30日	住民154名 福井地裁に対して提訴 2013年3月11日には 住民35名が2次提訴
		ㄱ	第1回～第8回口頭弁論期日
		2014年 5月21日	大飯3、4号機の運転差止めを認める判決 = 当社敗訴※
控 訴 審	名 古 屋 高 裁 金 沢 支 部	2014年 5月22日	当社 名古屋高裁金沢支部に控訴
		ㄱ	第1回～第10回口頭弁論期日
		2017年 4月24日	第11回口頭弁論期日: 島崎邦彦氏 証人尋問
		2017年11月20日	第13回口頭弁論期日: 審理終結
		2018年7月4日	当社勝訴判決(確定)

※原告のうち、大飯発電所から250km圏外に居住している23名については、人格権侵害の具体的危険性なしとして請求が棄却されており、この23名の原告は2014年5月30日に控訴している。

【判決の概要（1／3）】

結論	○本件発電所の安全性審査に当たって用いられた新規制基準に違法や不合理な点はなく、本件発電所が新規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断にも不合理な点は認められず、本件発電所の危険性は社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制されているといえる。 ○よって、本件発電所の運転差止めを求める原告の請求は理由がない。
争点	裁判所の判断
司法の役割	○現在の我が国の法制度は、原子力基本法、原子炉等規制法などを通じて、原子力の研究、開発及び平和利用の推進を掲げ、原子力発電を一律に有害危険なものとして禁止することをせず、原子力発電所で重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常に放出される危険などに適切に対処すべく管理、統制がされていれば、原子力発電を行うことを認めている。 - このような法制度を前提とする限り、原子力発電所の運転に伴う本質的・内在的な危険があるからといって、それ自体で人格権を侵害するということとはできない。 ○原子力発電の廃止・禁止の当否を巡る判断は、司法の役割を超え、国民世論として幅広く議論され、それを背景とした立法府や行政府による政治的な判断に委ねられるべき事柄である。

【判決の概要（2／3）】

争点	裁判所の判断
判断枠組	○原子力発電所における具体的危険性の有無を判断するに当たっては、その設備が、想定される自然災害等の事象に耐えられるだけの十分な機能を有し、かつ、重大な事故の発生を防ぐために必要な措置が講じられているか否か、すなわち、原子力発電所の有する危険性が社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制されているか否かが検討されるべきである。 ○高度の専門的知識と高い独立性を持った原子力規制委員会が、具体的審査基準に適合していると判断した場合は、当該審査に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるか、あるいは具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に見過ごし難い過誤、欠落があるなど不合理な点がない限り、周辺住民等の人格権を侵害する具体的危険性はないものと評価できる。
新規制基準	○新規制基準は、各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定されたもので、所定の手続も適切に踏んでいるのであって、手続面でも実体面でも原子炉等規制法を始めとする関係法令に違反していると認めうる事情はなく、また、内容においても不合理な点もない。

【判決の概要（3／3）】

争点	裁判所の判断
地震・津波等の各論	○本件発電所の基準地震動及び基準津波は、最新の科学的知見及び手法を踏まえて策定されたものであり、そこで用いられた各種パラメータは安全側に配慮して保守的に設定され、性質や程度に応じて不確かさが考慮されていることからすれば、これらが新規規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点はない。 ○本件発電所の安全上重要な設備の耐震性、対津波安全性、異常の発生・拡大防止対策及び重大事故等対策(火山灰対策を含む)、テロリズム対策等は、最新の科学的知見及び手法を踏まえて講じられており、これらが新規規制基準に適合するとした原子力規制委員会の判断に不合理な点はない。
島崎氏の証言関係	○基準地震動の策定に当たり、地震モーメントを求めるに際し用いられた入倉・三宅式について、地震動の事前予測に用いると地震モーメントが過小評価される旨の専門家の証言があるが、対象となる活断層の長さや幅を保守的に大きく見積もり、断層面積を地表地震断層の長さそのものから求めた数値より大きく設定することなどによって過小評価を防ぐことが可能であると考えられ、本件においても対象となる活断層の断層面積は、詳細な調査を踏まえて保守的に大きく設定されているから、関電の策定した基準地震動が過小であるとはいえない。

3. まとめ

- 大飯 4 号機が営業運転を再開しました。当社グループが、これまで事業を続けてこられたのは、お客さまや社会・地域の皆さまから賜る信頼のおかげであり、この信頼の源泉となるのが「安全」です。
- 高浜 3, 4 号機、大飯 3, 4 号機で、安全・安定運転の実績を一つひとつ積み重ねていきます。
- 廃止措置の実施にあたっては、必要な対策等を講じ、安全最優先で進めていきます。
- 当社は、引き続き、原子力における日本のリーディングカンパニーを目指し、原子力発電の安全性をたゆまず向上させていきます。